

情報取扱責任者各位

株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ長 中村 秀昭

コーポレートガバナンス・コードの改訂に係る
「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領の改訂について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示をはじめ、当取引所の諸施策に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、本日付け名証自規第251号「コーポレートガバナンス・コードの改訂に係る『上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則』の別添の一部改正について」でご通知しておりますとおり、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」におけるコーポレートガバナンス・コードの改訂の提言に沿って「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の別添の改正を行い、平成30年6月1日から施行します。

これに伴い、当取引所では、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の記載要領の一部改訂を行いますので、ご通知申し上げます。

情報取扱責任者各位におかれましては、貴社内のご担当者にご周知賜るとともに、改訂後のコーポレートガバナンス・コードの内容を踏まえた「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を、準備ができ次第速やかに、かつ、遅くとも平成30年12月末日までにご提出いただきますようお願い申し上げます。

敬具

【別紙資料】

- 別紙1 コード改訂を踏まえたガバナンス報告書提出にあたっての留意事項
- 別紙2 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（平成30年6月改訂版）
[修正履歴あり版]
- 別紙3 「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」記載要領（平成30年6月改訂版）
[修正履歴なし版]

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp